

新型コロナウイルス感染症に対する 練馬区方針を3/21まで延長

とき 3月6日(土)決定

と こ ろ 棟馬区役所(豊玉北6-12-1)

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は3月5日、東京都を含む 1都3県で、緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長した。

これを受け都知事は同日、日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間 の短縮要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、3月21日まで対応する。

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】(令和3年3月6日付け) 別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様に、日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【外出自粛の呼びかけ】

- ・防災行政無線を活用した、外出自粛の放送を継続する。
- ・安全・安心パトロールカーによる広報を行う。
- ・区公式ホームページ、ねりま情報メール等で周知する。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027